

唐の絹貿易と貢献制

石見, 清裕
早稲田大学

<https://doi.org/10.15017/25821>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 33, pp.61-92, 2005-05-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

唐の絹貿易と貢献制

石見 清裕

はじめに

一般に、前近代東アジアの国際関係構造を称して、しばしば「朝貢貿易体制」という用語が使用される。確かに、経済的行為という視点から見れば、朝貢には貿易の側面がない訳ではない。しかしながら、あらかじめ考えてみれば、外交と貿易とは、本質的に性格が異なっている。外交は政府間の交際や交渉であるのに対し、貿易は政府の媒介を必須条件とはしない。ただし、そうはいつても、通常の貿易には国家間の約束事（システム）が前提に存在することも事実であり、東アジア前近代の場合にはそのシステムを「朝貢体制」に基づいて説明することも、また有意義な考え方なのである¹⁾。われわれは、このギャップをどのように考えたらよいのであろうか。

今、朝貢使節が盛んに往来した時代として中国唐王朝時代を取り上げてみると、唐の外国使節に対応する手順やしきたりを玄宗期の儀式書『大唐開元礼』に基づいてまとめれば、次のとおりである²⁾。

- ① 迎勞儀礼（迎賓館または長安郊外での出迎えと労い）
- ② 皇帝謁見日伝達儀礼（迎賓館）
- ③ 皇帝謁見（宮殿にて本国からの国書と献上品を唐皇帝に渡す儀礼）
- ④ 宴会儀礼（宮殿にて唐側の返礼宴会と返礼品授与）
- ⑤ 勅書授与儀礼（迎賓館にて唐からの返事の国書を授与）
- ⑥ 辞見（宮殿にて暇乞いの儀式） — 季節によって冬至や元日朝賀儀式等にも出席 —

唐の絹貿易と貢献制（石見）

さて、この外交の手続きは、国書と物品の授受を二大眼目として成り立っている。国書は政府間の意志・情報の伝達手段であり、外交の基本要因であるが、それと同等に物品の交換が当時の外交では重要な要素であった。この贈り物は国信・国信物と称され、それに対する印象は政府間要求の諾否にかかわるだけでなく、何よりもそこには国の威信がかかっているものであり、したがってでき得る限りの最高級品がもたらされたはずである。今ここで問題としたいのは、この外国からの国信物を、唐は財政上・法制上どのような性格のものとしてとらえ、処理したのかという点であり、またそれと表裏して、自国の国信物を唐政府はいかにして調達し、用意したのかという問題である。

一方、当時の東アジアは朝貢形式をとる外交が盛んに行われた反面、唐の後半期には、特に九世紀に入ると民間貿易商人の進出が活発化すると考えられ、これは今や学界ではほぼ定説といつてよいであろう。すなわち、唐の国際関係には朝貢と貿易という両側面がともに認められるのであり、その意味で唐代は前近代東アジア国際体制の恰好の分析対象の一つなのである。貿易とは、国際間の物品の交換にほかならない。それならば、唐の財貨入手体制やその交換手段のどのような変化が、こうした社会変動現象と連動するのであるうか。

このような問題を考える際に、唐・律令体制下の構造を分析し、それがどのように変容したかを考察するのは、一つの有効な手段であろう。そこで小論では、まず史料の比較的豊富な玄宗期の構造を極力モデル化(単純化)し、その体制のその後の変容について見通しを述べてみたい。

一 唐の外国朝貢財貨のとりえ方

まず、朝貢によって外国からもたらされる財貨を、唐王朝はどのような性格のものだととらえていたのか、という点を確認してみたい。官署ごとに職掌や行政法を整理した『大唐六典』の卷三、尚書省、戸部の条には、

(戸部) 郎中・員外郎は、天下の州県の戸口の事を領するを掌る。凡そ天下は十道、土の出だす所に任じて、貢賦の差と為す。

とあり、続いて国内を一〇の道(行政区画)に分けて詳記する。今、一例として「河北道」を取り上げ、原文を段落分

けして掲げれば、次のとおりである。

①古、幽・冀州之境。今、懷・衛・相・洛（洛）・邢・趙・恒・定・易・幽・莫・瀛・深・冀・具（具）・魏・博・徳・滄・棣・嬀・澶（檀）・營・平・安東、凡二十有五焉。

其幽・營・安東、各營（管）羈縻州。

②東並於海、南迫于河、西距太行・恒山、北通滄閔・薊門。

海在棣・滄・幽・平・營五州之東。河水絳懷・衛・相・魏・博・徳・棣七州之南境。太行在懷州北、恒山在定州西。滄閔在平州東、薊門在幽州北。

③其名山有林慮・白鹿・封龍・井涇・碣石之山、恒嶽在焉。

林慮在相州西、白鹿在衛州北、封龍在趙州西、井涇在恒州西、碣石在營州東、恒山北岳在定州恒陽縣。其大川有漳・淇・呼沱之水。

漳水出潞州、歷相・洛・邢・冀・滄入海。淇水出衛州、与清水合、歷魏・具（具）・徳・滄四州、与漳水合。呼沱在定・滄二州界、亦与漳水合。

④厥賦、絹・綿及絲。

相州調兼以絲、餘州皆以絹・綿。

⑤厥貢、羅・綾・平紬・絲・布・絲（綿）・紬・鳳翮・葦蓆・墨。

恒州貢、春羅・孔雀等羅。定州、兩窠紬（細綾）。懷州、子（牛）膝。洛・博・魏等州、平紬。邢州、瓷器。魏州、綿・紬。衛・趙・莫・冀等州、綿。瀛・深・冀・徳・棣等州、絹。相州、紗鳳・翮蓆・胡粉。邢州、絲・布。恒州、羅。定州、紬綾。幽州、范陽綾。具（具）州、白氈。滄州、葦蓆・榭箱。嬀・營・婦順等州、麝香。檀州・安

東府、人參。平州、蔓荊子。薊州、鹿角膠。易州、墨。夔（燕）州、墨・豹尾。安東・單于、野馬皮。

⑥遠夷則控契丹・奚・靺鞨・室韋之貢獻焉。

各段落ごとに内容を整理すれば、①は河北道の境域とそこに含まれる州名（一部に羈縻州を管轄する。ここでは幽州・營州・安東都護府）、②は東西南北の四至（境界）、③は名山・河川等の地理、④の賦は調・庸で、税として河北道

から納入される品目、⑤の貢は土貢ともいい、貢献制によって中央に送られる各地の名産品（ここでも帰順州等の羈縻州が含まれる）、⑥は外民族からもたらされる貢献、のごとくになる。

この記述構成は、他の九道（閩内道・河南道・河東道・山南道・隴右道・淮南道・江南道・劍南道・嶺南道）についても同様である。他の道における「遠夷の貢献」を示せば次のとおりであり、それを図示すれば図1のごとくである。

閩内道……北蕃突厥
河南道……海東新羅・日本
隴右道……西域胡戎

江南道……五溪之蛮
劍南道……西洱河群蛮
嶺南道……百越・林邑・扶南

すなわち唐では、外国からの朝貢によつてもたらされる財貨は「貢献（土貢）」の一部としてとらえていたのであり、したがつてその収入は尚書省戸部の管轄とされたのである。なお、『大唐六典』に見えるこの構造から、羈縻州からの貢献ではあつてもそれはあくまでも内地の貢献としてとらえられたこと、および河南道に日本の貢献が見えることから、『六典』の記述は日本の使節が朝鮮半島・山東半島經由で入唐した時期（わが国でいう前期遣唐使時代）の状況をたてまえとしたものであることが知られよう。

二 唐側の朝貢回賜品

外国使節からの貢献に対し、唐がその返礼品（回賜品）として授与するものは、史料にはしばしば「賜物」と記される。この用語は、なにも外国使節に対する賜いものの意味に限定される訳ではなく、皇帝から臣下への賜いものが本来の語義であり、外国使節への回賜品はその「賜物」の範疇として扱われるのである。

そのことは、『旧唐書』卷四三、職官志二、尚書省戸部、金部の条に、

凡賜十段、其率絹三疋、布三端、綿三屯。若雜綵十段、則絲布二疋、紬二疋、綾二疋、縵四疋。若賜蕃客錦綵、率十段、則錦一張、綾二疋、縵三疋、綿四屯。

とあり（『六典』はこの部分欠文）、蕃客への「賜」が臣下へのそれと並列に記されることからうかがえる。尚書省戸部は、金部が「庫藏出納の節、金宝財貨の用」（『六典』卷三）を掌り、倉部は「租税を受納し、祿廩を出給するの事」

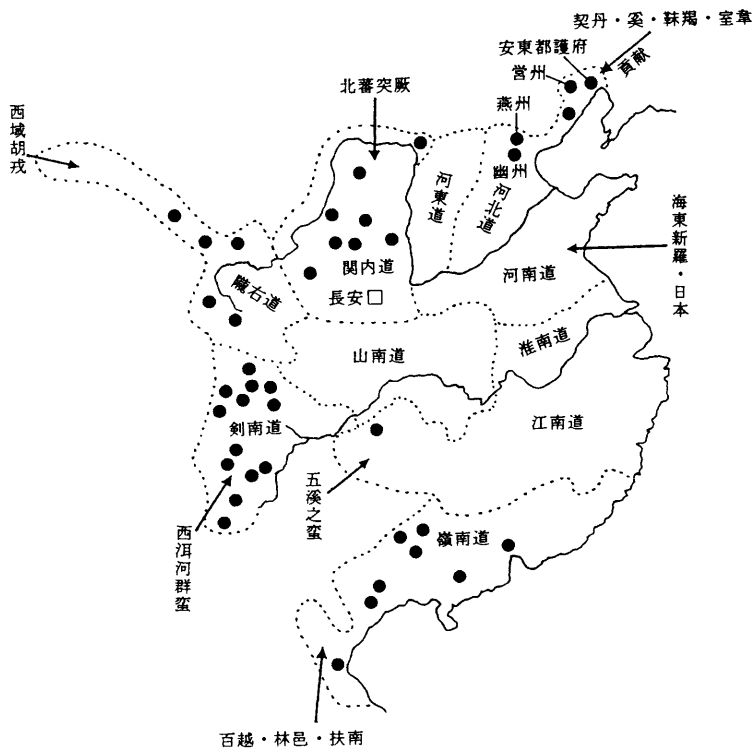


図1 唐十道・遠夷貢献示意图

● = 領域内に羈縻州を管轄する州
 (『六典』巻3、『旧唐書』地理志による)

『旧唐書』職官志二を掌るのであり、賜物の出納収支は金部が管轄するのである。

ただし、ここで注意すべきは、右の旧志「若賜蕃客錦綵」以下が、相手国元首への賜物というよりは、入京した外国使節個人への賜物規定のように読み取れることである。たとえば、『冊府元龜』卷九七五、外臣部褒異二、開元一二年（七二四）七月の条に、

壬戌、突厥、使の哥解頡利発を遣はし、方物を獻じて婚を求む。朝堂に宴し、帛五十疋を賜ふ。

丁丑、戸利仏誓国王、使の俱摩羅を遣はし、侏儒二人・價者婦女一人・雜樂人一部及び五色の鸚鵡を獻ず。摩羅に折衝を授け、帛一百疋を賜ひ、蕃に放還す。

と見える「帛五十疋」「帛一百疋」は、いずれも突厥可汗・戸利仏誓王への賜物と見るよりは、使者の哥解頡利発と俱摩羅に授けられたものごとくに読み取れよう。そのように解してよいのであれば、突厥使の例から、使者個人への賜物も宴会の後に渡されるたてまえであったと見られる。

それに対して、同書の同年五月の条に、

辛酉、新羅の賀正使金武勳、蕃に還る。上、書を降し、新羅王金興光に謂ひて曰く、「……今、卿に錦袍・金帶及び綵素共に二千疋を賜ひ、以て誠獻に答へん。至らば宜しく領すべきなり。」

とある記事は、国書の一部引用と思われるので、これは新羅国王への国信物と見られる。『冊府元龜』外臣部褒異門には、このような賜物の事例が随所に記されるが、それらが相手国元首への賜物であるのか、使者本人へのそれであるのか、はつきりと見分けるのが困難なケースが実は意外と多い。あるいは、その大部分が後者の場合の記事かとも読み取れるのである。

そこで今は、右の新羅王金興光宛ての書を手掛かりとして、唐が発給する国書の文中で賜物がどのように扱われるのを見よう。

通常、国書には末尾付近に、例えば張九齡起草「勅突厥可汗書」（開元二四年、『曲江集』卷一一、『文苑英華』卷四六八）の、

少信物有り。別に委曲を具ふ。至らば宜しく領取すべし。

であるとか、白居易「与回鹘可汗書」(元和三年、『白氏長慶集』卷四〇、『文苑英華』卷四六八)の、
今、少物を賜ふ。具さには別録の如し。

のような文言がしばしば見られる。これは、『唐会要』卷五四、省号上、中書省の条所載の聖曆三年(七〇〇)勅に、
応に外国に賜ふべきの物は、宜しく中書をして具さに賜物の色目を録さしめ、附して勅函の内に入れよ。

とあるように、外国使節に授与される国書は勅函に収められ、その函中に賜物の目録が付されるからであり、「委曲」
「別録」とはこの目録を指す。

外国使節に手渡される賜物は、相手国の元首に宛てたものだけに限られる訳ではなく、たとえば封敖の起草になる「与
渤海王大彝震書」(会昌年間、『文苑英華』卷四七一)には、

今、王子大昌輝等の国に廻るに因り、卿に官告及び信物を賜ふ。至らば宜しく之を領すべし。妃及び副王、長史、
平章事等、各々賜物有り。具さには別録の如し。

とあり、賜物は相手国の王族や宰相クラスの者に宛てた物品を含むのであり、もちろんそれらの詳細も勅函中の賜物目
録に逐一記されていたのである。

さて、唐の賜物目録は現行史料中に一切伝えられてはいない。したがって、それが見られない以上は、賜物の詳細を
知ることは不可能である。ただし、それでも国書の文中に賜物の一部内容に触れることもある。張九齡起草の国書にそ
れらが見られ、その部分を抜粋すれば以下のとおりである。

①「勅契丹都督涅礼書」(開元一三年、『曲江集』卷九、『文苑英華』卷四七一)

今、卿に錦衣一副、並びに細帯七事を賜ふ。至らば宜しく領取すべし。

②「勅識匿国王書」(開元二年、『曲江集』卷一二、『文苑英華』卷四七一)

今、卿と將軍に授けて物二百疋、錦袍、金細帯七事を賜ひ、已下節級は衣物有り。各々宜しく領取すべし。

③「勅勃律国王書」(開元二年、『曲江集』卷一二、『文苑英華』卷四七一)

今、物三百疋、銀盆瓶、銀盤各一、衣一副、並びに金細帯七事を賜ふ。至らば宜しく領取すべし。(「銀盆瓶、銀
盤各一」は『英華』は「銀胡瓶盤各一」に作る。)

④「勅蛮首領鐸羅望書」（開元三三年、『曲江集』卷一二、『文苑英華』卷四七〇）

便ち、卿に授けて浪穹州刺史を襲がしめ、并せて綾彩三百疋を賜ふ。至らば宜しく領取すべし。

このうち、②「勅識匿国王書」の「已下節級は衣物有り」の文言からも、賜物に相手国の王族・宰相クラス宛てのものが含まれていたことが知られよう。以上のような文言をもつ国書の場合でも、当然ながら勅函にはより詳細な賜物目録が同封されていたのであり、したがって上記の文言は、賜物の中心物品を張九齡が国書本文で特に取り上げて記したものを見なければならぬ。そして、その中心物品とは、錦衣・錦袍・綾彩等の高級絹製品と金細帯・銀盆瓶・銀盤等の金銀製品であったことが確認できるのである。

なお、②に「物二百疋」、③に「物三百疋」と見える絹も、単なる平織り絹ではなかったであろう。唐初の貞観年間、突厥第一可汗国崩壊にともなうて、混乱をのがれた多数の突厥人が南下して中国北辺に入ってきた際、唐政府が彼らを手懐けるため班賜した絹は、『冊府元龜』卷一七〇、帝王部来遠によれば、

錦文は旧縷を所用して其の色を錯綜し、花葉翔走し、事は各々形を異にし、将て班賜する或り。近蕃の酋首、大いに榮寵と為す。

と記される。

また、『資治通鑑』卷三三二、徳宗の貞元三年（七八九）七月の条によれば、吐蕃の長安西北方への侵入に際し、当時唐には軍糧輸送用の牛が不足していたので、その解決策として時の中書侍郎李泌が、

請ふらくは、左蔵の悪繒を発して、染めて綵纈と為し、党項に因りて以て之を市せんことを。頭ごとに二、三匹に過ぎざれば、十八万匹を計るに、六万余頭を致すべし。

と建言している。ここに見える「綵纈」とは、胡三省の注によれば、絹布を糸で結んで染色し、その糸を解いて文様を染め出した絹のことであるという。

こうした史料を参考にすれば、唐が外交に使用した絹織物は織り方や染色によってより高級感を醸し出したものに相違なく、上記国書に記された「物二百疋」「物三百疋」も、④「勅蛮首領鐸羅望書」に見える「綾彩三百疋」と同等の絹製品と解すべきであろう。

三 官営工房による絹織物製作

それならば、回賜品に用いる高級絹織物や金銀工芸品を、唐政府はいかにして用意したのであるか。『大唐六典』卷三、尚書省戸部、度支郎中員外郎の条には、

凡そ金銀の宝貨、綾羅の属は、皆庸調を折して以て造る。

と記される。これを文字どおりに受け取れば、金・銀の宝貨や綾・羅等の高級絹織物は、戸部が庸・調として得た原料を度支が供給して製作させると読み取れ、とすればそれらの財貨を製作する官営工房の存在がまず想定されねばならないことになる。ただし、右の『六典』度支の規定を、日野開三郎氏は、庸調の収集物を原料にして綾・羅等を製造するのではなく、開元二五年賦役令以降は各州・各地域に綾・羅等を折納させて調達したのであり、その規定を伝えたものと解されている。しかし、度支の規定をそのように解すべきであるとしても、それをもって唐の官営工房における財貨製作そのものをも否定するとまで解する訳にはゆかない。というのも、『六典』を繙けば、金銀器や絹製品の官造規定に出合うからである。

まず金銀工芸品について見てみると、『六典』卷二一、少府監掌冶署の条には、
掌冶署令は、銅・鉄・器物を鍛鑄するの事を掌る。

と記されるのみであるが、『新唐書』卷四八、百官志三、少府監掌冶署の条には、
金・銀・銅・鉄を范鑄し、及び琉璃・玉作を塗飾するを掌る。

とあり、官製工芸品の一部は少府監掌冶署の管理下に製造されていたと見られる。

さらに、『六典』少府監中尚署の条には、

中尚署令は、郊祀の供するの圭璧、及び歳時輿に乗する器玩、中宮の服飾、彫文・錯綵・珍麗の制を掌り、皆之を供す。……其の用いる所の金木・齒革・羽毛の属は、出だす所の州土の時を以て供送するに任ず。其の紫檀・欄木・檀香・象牙・翡翠毛・黄嬰毛・青虫真珠・紫鉞・水銀は広州及び安南より出づ。赤麀皮・瑟瑟・赤珪・琥珀・白

玉・碧玉・金剛鑽・盆灌・鍮石・胡桐律・大鵬砂は波斯及び涼州より出づ。麝香は蘭州より出づ。銅鉢銅は代州より出づ。赤生銅は銅源監より出づるなり。

とある(『旧唐書』職官志同条は「金木・齒革・羽毛の属」を「金玉・齒革・毛羽の属」に作る)。これを、『新唐書』百官志三、少府監中尚署の条と比較すると、職掌の記載はほぼ同じであるが、新志の文中には、蕃客、宝細帶魚袋を賜ふは、則ち鴻臚寺の丞・主簿に授く。

とあり、前節の賜物に見えた金細帯は少府監中尚署の作製になることがわかるのである。

ところで、右の『六典』中尚署条の広州・安南・波斯・涼州・蘭州・代州・銅源監の産出物を、第一節で見た同書尚書省戸部の条の天下一〇道の貢献と対照させてみると、戸部の条には隴右道蘭州の麝香、伊州の胡桐律、嶺南道容州の翡翠は見え、さらに『通典』卷六、食貨、賦税下、天下諸郡每年常貢の条と対照させてみると、普寧郡(容州)の水銀、日南郡の象牙等は見出すものの、両書ともにそれ以外は見当たらず、『六典』中尚署条の「広州及び安南」が嶺南道を、「波斯及び涼州」が隴右道を、「代州」が河東道北部をそれぞれ代表させた記述だと解しても、その地域の貢献品とは多くが一致しない。この傾向は、『六典』少府監の左・右尚署の条に記される製造品の原料と産地の場合も同様である。掌治署の条には、

天下の諸州、銅・鉄を出だす所は、人の私採を聴し、官其の税を收む。

とあるので、したがって『六典』中尚署条の「其の用いる所の金木・齒革・羽毛の属は、出だす所の州土の時を以て供送するに任ず」とは、一部に貢献品を含むではあるが、多くは租税折納品を指すと見てよいであろう。

一方、回賜品の代表というべき絹織物については、同じ少府監の属官に織染署があり、『六典』織染署の条には、織染署令は、天子・皇太子及び羣臣の冠冕を供するを掌る。

とあって、続いて、天子・皇太子・臣下の冠・冕・弁・幘の種類と、織物・組綬(佩玉の組紐)・紬線(紬績)・練染(染色)の種類とを規定するのみであるが、『新唐書』百官志、少府監の条は、属吏・匠作人の員数を記し、そこには、

府二十七人、史十七人、計史三人、亭長八人、掌固六人、短蕃匠五千二十九人、綾錦坊巧兒三百六十五人、内作使綾匠八十三人、掖庭綾匠百五十人、内作巧兒四十二人、配京都諸司諸使雜匠百二十五人。

とあり、綾錦坊巧児・内作使綾匠・掖庭綾匠などの名称によって、少府監が織錦の専門職人をかかえていたことが窺われる。

また、唐代の皇帝には、即位後さほど年月がたたない間にしばしば奢侈禁止令を発する傾向が見られるが、たとえば玄宗・開元二年七月「禁奢侈服用勅」（『唐大詔令集』卷一〇八、禁約上）の末尾には、

尚京及び諸州は、旧に官の織錦坊有らば、悉く停めよ。

とある。この織錦坊がどこに置かれていたのかまでを明記した史料は見出しえないが、『新唐書』の記事から見て、少府監織染署管理下にあつたものと考えてまず間違いないであろう。

なお、織錦坊の工人を題材にして、『太平広記』卷二五七「織錦人」（出典『盧氏雜説』）に次のような説話が伝えられる。

唐の盧家の青年、科擧に及第せず。歩いて都城の門の東まで来たが、風が甚だ寒く、旅館に身を投じた。すぐ後から続いて入って来た者がいた。しばらく火にあたっていたが、その人、突然詩を吟ずるには、「学びて繡綾を織るに功未だ多からず。機杼を乱投し梭を錯抛す。教うる莫かれ、官錦の同業に見ゆるを。此の文様を把つてそれを笑殺せん」と。また言うには、「今の世、文様の事を重んぜず。文様を把りて誇りて人に向う莫かれ」と。盧はたいそう驚いた。その人が吟じたのは、白居易の詩だったからである。そこで姓名を問うと、その人は言った。「私は姓は李といい、代々綾錦を織る家柄の者。一家が離散する前は、洛陽の官錦坊に所属する織宮錦の職人だった。この腕でもつて都の同業者に雇ってもらおうとしたのだが、彼らが言うには『今の世の錦文様は昔とは違う。ましてや、お前のような職人が綾織りの技術を売ろうとしたって、誰が重んじるものか』だとさ」。その人は東に去っていつてしまった。

（原文）

唐盧氏子不中第。徒步及都城門東。其日風寒甚、且投逆旅。俄有一人統至、附火良久。忽吟詩曰、学織繡綾功未多、乱投機杼錯抛梭。莫教官錦行家見、把此文章笑殺他。又云、如今不重文章事、莫把文章誇向人。盧愕然、憶是白居易詩。因問姓名、曰、姓李、世織綾錦、離乱前、属東都官錦坊織宮錦巧児。以薄芸投本行。皆云、如今花樣、与前

不同。不謂伎倆兇以文綵求售者、不重於世。且東歸去。

この説話からも、長安・洛陽を中心に官營織錦工房が存在したことは疑いなくであろう。したがって、唐政府が官僚や有功の将士、さらには外国使節・元首への賜物として使用する財貨を用意する方法として、われわれはまず官營工房における製造を想定しなければならず、そしてそれらは少府監管轄下の工房であったと見てよい。

四 唐の貢獻制とその実態

(1) 唐の貢獻規定

ところで、唐政府が自国領域内で産出される財貨を中央に集中させる方法は、租調庸制に限られる訳ではない。前掲第一節に引用した『大唐六典』戸部の河北道の例を見れば、そこには「賦」(引用④部分)の「絹・綿及び絲」と兼調に対し、「貢」(同⑤部分)の方がより詳細に記述されていた。さらに、そこには、恒州の春羅・孔雀羅、相州の紗鳳、定州の紬綾、幽州の范陽綾、滄州の罽箱など、原料ではなくすでに工芸製品として貢獻されるものが含まれている。同様の事例は、他の九道に関しても同様である。

ある地域の貢獻物が『六典』にこのように記載されるということは、ある年にたまたまこうした財貨が貢獻されたというのではなく、より恒常的にそれらが貢獻される、換言すれば、唐政府は州別に貢獻色目を指定してそれらを調達していたと見なければならぬ。そこで、唐の貢獻制度のあり方をあらためて確認しておきたい。

かつて、唐賦役令貢獻物条は、『唐令拾遺』第二七条によつて、

〔開二五〕 諸諸州貢獻、皆盡当土所出、准絹為価、多不得過五十疋。並以官物充市、所貢至薄、其物易供。と復元された。依拠史料は、『通典』卷六、食貨六、賦税下に、

天下諸郡每年常貢。(原注) 按令文、諸郡貢獻、皆盡当土所出、准絹為価、不得過五十疋。並以官物充市。所貢至薄、其物易供。聖朝恒制、在於斯矣。其有加於此數者、蓋修令後統配、亦折租賦、不別徵科。

と記される注文である。そして、『拾遺』復元の末尾「所貢至薄、其物易供」を令文と見るべきかどうかについては、疑問が呈されていた¹¹⁶⁾。

一方、『唐令拾遺補』賦役令第二七条は、

〔永〕〔開二五〕諸諸州朝集使貢獻、皆盡当土所出。其金銀、珠玉、皮革、羽毛、錦、罽、羅、縠、紬、綾、香菓、彩色、服食、器用、及諸珍異之類、准絹為價、不得過五十疋、並以官物充市。其所送之物、但令無損壞穢惡而已。不得過事修理、以致勞費。

と復元し、『拾遺』を全面的に改定した。これは、養老賦役令第三五条（諸国貢獻物条）の、

凡諸国貢獻物者、皆盡当土所出。其金、銀、珠、玉、皮、革、羽、毛、錦、罽、羅、縠、紬、綾、香菓、彩色、服食、器用、及諸珍異之類、皆准布為價、以官物市充、不得過五十端。其所送之物、但令無損壞穢惡而已。不得過事修理、以致勞費。

に基づいた補訂であり、養老賦役令諸国貢獻物条は唐令を引き写した空文と判断した大津透氏の案によるものである¹¹⁷⁾。ところで、一九九九年に戴建國氏（上海師範大学）によって、浙江省寧波市の天一閣に『官品令』と標題された写本が所蔵され、その内容が北宋・天聖令であり、しかも天聖令參定に利用されなかった唐・開元二五年令の条文が付載されていることが公にされた¹¹⁸⁾。天聖令の令文はもともと一部しか發表されていないが、幸いにして賦役令は戴氏によって公表され¹¹⁹⁾、それによれば、まづ二三条の令文が列記された後に「右並因旧文以新制參定」と記し、続いて二七条が列記された後に「右令不行」と記されている。つまり、前半二三条が唐令に基づいて新たに參定された天聖令であり、後半二七条が天聖令參定に利用されなかった唐・開元二五年令の条文である。その後、大津透氏によって、この前後半計五〇条に基づき、開元二五年令の配列表が示された¹²⁰⁾。

さて、問題の貢獻条は、天聖令賦役令の後半「右令不行」の第二七条（大津透氏復元、開元二五年配列表の第四九条）に見え、そこでは、

諸朝集使赴京貢獻、皆盡当土所出。其金、銀、珠玉、犀象龜具、凡諸珍異之屬、皮革、羽毛、錦、罽、羅、縠、綾、絲、絹、絺希之類、忝蜜、香菓、及盡色所須、諸是服食器玩之物、皆准絹為價、多不得過五十疋、少不得減二十疋。

兼以雜附及官物市充、無則用正倉。其所送之物、但令無損壞穢要而已。不得過事修理、以致勞費。

とされている。大津氏は、「絺希」は「絺布」の、「穢要」は「穢惡」のそれぞれ誤記とし、また「具」「絲」「絹」字に疑問符を付されている。

右の条文は、一部に意味の通じにくい箇所があり、「少不得減二十疋」の規定はここに初めて見えるものであるが、全体としては『拾遺』復元文よりは養老諸国貢獻物条に近似している。したがって、開元二五年令および養老令ともにこの条文は唐の前令文を継承したと考えてよく、『拾遺補』の永徽令に溯らせた復元案は妥当であったことが証明されたといつてよい。「少不得減二十疋」の部分は、『通典』食貨六、賦稅下の注文が著しい削約文であるので、養老令が削除したのか、開元二五年令によって新たに挿入されたものなのかは、いまだ確定はできない。

なお、『新唐書』卷五一、食貨志は、貢獻規定を、

州府歲市土所出為貢、其価視絹之上下、無過五十匹。異物・滋味、口馬・鷹犬、非有詔不獻。有加配、則以代租賦と削約している。末尾の「加配」の「配」は、引用部分のすぐ前にも、

太宗……租を配するに、斂穫の早晚・陰易・遠近を以て差と為す。

と見えるように「(賦課を)わりあてる」の意であり、したがって「加配」とは賦課を増増することである。すなわち新志の記事は、五十疋を超えて貢獻を増増した場合には、その加増分は租稅に回し、租庸調をそれだけ差し引くことを伝えているのである。これは、『唐令拾遺』復元賦役令第二七条の依拠した前掲『通典』賦稅下の引用末尾に、

其有加於此數者、蓋修令後統配、亦折租賦、不別徵科。

とあった一文も同様に解されるべきであつて¹⁰⁾、新志の記事は『通典』もしくはその原史料の削約であるろう。

これによつて、貢獻の上限が絹に換算して「多くとも五十疋を過ぐるを得ず」とされる額が、州県内のある地域、もしくは特定の産物を対象とするのではなく、丁(または戸)を対象とする規定額であることが理解できよう。また、その年の貢獻をした丁(もしくははその戸の丁)であつても、その丁には租調役は課せられることが確認できる。これは、租調役は丁賦課を原則とするからである。

(2) 貢献制の実態

さて、唐律令制下の貢献制が上記の規定に基づく財貨の中央集中方法だとして、それでは実際にこの規定はどのように運営されていたであろうか。

それについては、貢献を行う百姓側の事情を知らねばならないが、残念ながら郷村における貢献の状況を伝える史料は見出しえない。ただし、唐代詩文にそれを彷彿させる作品があるので、それらをいくつか取り上げてみたい⁽¹¹⁾。

王建「織錦曲」(『王建詩集』卷二)

大女、身は為る織錦戸

名は在り、県家の供進簿

長頭、様を起こし作官に呈す

聞くならく、官家苦難に中たる

回花側葉、人と別なり

唯だ恐る、秋天に絲線乾くを

紅縷葳蕤して紫茸軟らかく

蝶飛び参差して花に宛転たり

一梭声盡き重ねて一梭

玉腕停まず、羅袖巻く

窗中夜久しく、睡髻偏り

横釵墮ち垂れて肩に著かんと欲す

衣を合はせ臥する時は参没の後

停燈して起くるは在り、鷄鳴の前

大人の女、その身は織錦戸であり

その名は県の役所の供進簿に登録されている

おかしらは文様のサンプルを作成して担当官に提示した

聞くところによれば、役所ではクレームがついたという

花と葉をめぐらす文様は人ごとに別であり

ただただ、この秋日に生糸が乾いてしまうのを恐れるのである

紅糸は美しく、紫糸は花のように柔らかく

蝶が花をめぐって飛び交じる文様が織られてゆく

一梭を投じる音が止めば、さらに一梭を投じ

美しい腕は動きを停めず、薄絹が巻き取られてゆく

部屋の中は夜が更け、眠気で髻が傾き

さした簪は落ちかかって肩に着こうとしている

衣を合わせて寝るのは三更も過ぎた真夜中で

灯火も消え、起き出すのは鷄鳴の前である

一匹千金亦た売らず

限日未だ成らず、宮裏怪しむ

錦江水涸れ、貢うたた多く

宮中盡く著る、単絲の羅

言ふ莫かれ、山積して盡くる日無きを

百尺の高樓、一曲の歌

この作品は、県の供進簿に織錦戸として登録された女性をモチーフとし、彼女らの長官が官に錦文様の起案を提出したところ、クレームがつけられたとして、これに続けて織錦戸が寝る間も惜しんで絹を織って貢がねばならない女工の姿を、宮中女性と対比させて謳うのである。詩中に「錦江」が謳われるので、蜀地方の織錦戸を題材とするのであろう。

元稹「織婦詞」(『元氏長慶集』卷二三)

織夫(一に婦に作る)何ぞ太忙たる

蠶、三臥を経て行に老いんと欲す

蠶神女聖、早く絲を成す

今年の絲税、抽徴早し

早く徴するは是れ官人の悪に非ず

去る歳、官家戎索を事とす

征人戦苦して刀瘡を束ね

主将勲高くして羅幕を換ふ

絲を繰り帛を織り猶ほ努力す

絹を変じ機を擽り苦難して織る

東家頭白の雙女兒

一匹の値が千金になろうとも売ることほしない

期日にいまだ出来上がらないので、宮中ではいぶかっている

錦江の水が涸れるほどであるのに、貢ぎ物はいよいよ多く

宮中では皆、単絲で織った薄絹を着るのである

宮中の絹が山積して尽きる日がないと言うことなかれ

百尺の高樓もひとふしの歌のためにあるのだから

織夫(婦)はどうしてはなはだしく忙しいのか

蚕が三眠をへて今まさに熟蚕しようとしているからである

蠶神女聖は早くも生糸を紡いでいる

今年の絲税は取り立てが早いのである

早い取り立ては役人が悪いのではない

去年、朝廷では異族との疆界争いがあった

兵士は苦戦して傷口を縛り

大将の勲は高く、薄絹の幕をとりかえるのである

絲を繰り絹を織ってなお努めねばならない

紡いだ後は機織りに向かい、苦勞して織る

東隣には白髪の双子の老女

挑紋を解くするが為に嫁するに得ず

〔注〕 予、荆に嫁りし時、貢綾戸を目撃す。終老嫁がざるの女有り。

雉羽文様を織るのに長けているので、嫁ぐことができなかった

簪前嫋嫋たる游絲の上

軒先には風にそよぎて揺れ動く生糸

上に蜘蛛の巧みに来往する有り

その上には巧みに行き来する蜘蛛がいる

羨たり、他の蟲豸の解く天に縁り

羨ましいのは、この虫がよく天によじ登り

能く虚空に向きて羅網を織るを

虚空に向かつてうまく薄い網を織ることができることである

この「織婦詞」も織錦女工の哀歌であるが、作者自身が「荊州に立ち寄つた時、貢綾戸を目撃したことがある。生涯嫁がない女性がいる」と注している。この「貢綾戸」も、王建詩の「織錦戸」と同様の形態と見られる。

白居易「繚綾」(『白氏文集』卷四)

〔注〕 繚綾は越中の織る所なり。貞元中、歳ごとに入貢す。

繚綾、繚綾、何の似たる所ぞ

繚綾は何に似ているだろうか

羅絹と紈綺とは似ず

薄あや絹や白い練り絹には似ていない

忝に似たり、天台山上月明の前の

まさに、天台山の上の月明かりの前の

四十五尺の瀑布の泉に

四十五尺もの滝の泉のようである

中に文章のまた奇絶なる有り

その中の文様にはすぐれて珍しいものがあり

地に白烟を鋪き、花雪を簇む

地下には白煙を敷いて、雪のごとき花を集めたようである

織る者は何人ぞ、衣る者は誰ぞ

織るのは越の溪谷の貧しい女で、着るのは誰であろうか

越溪の寒女、漢宮の姫

去年、朝廷からの使者が詔を述べ伝え

去る年、中使口敕を宣べ

宮中のデザインに従って民間に織らせた

天上より様を取りて人間に織らしむ

文様を織り出しては、雲の上を秋の雁が飛ぶさまを描き

織りては雲外秋雁の行くを為し

染めては江南春水の色を作す

広く衫袖を裁ち、長く裙を製り

金斗波を熨して、刀紋を剪る

異彩と奇文と相ひ隠映し

転側して花を看るに、花定らず

昭陽の舞人、恩正に深く

春衣一對、直ひ千金

汗に沾ぬひ粉こなに汗あせれて、再びは著す

土を曳き泥を踏みて、惜心無し

繚綾織り成して功績を費やし

比すること莫し、尋常の繪と帛とに

絲細く繰多く、女手疼み

扎扎たる千声も尺に盈たず

昭陽殿裏の歌舞の人

若し織る時を見れば応に也また惜しむべし

ここでは、越州地方の貧女が宮中女性のために、中使の口勅を受けて、朝廷が決定した文様に従って綾を織る悲哀が謳われる。「天上より様を取り人間に織らしむ」のくだりには、なかば強制的な貢獻制の有り様がよく表されている。

ここに登場した作家は、いずれも八世紀後半から九世紀前半の中唐の詩人である。もちろん、これらの排律は文学作

品であつて、貧しい女性織工と高雅な宮中女官を錦・綾などを媒介に対比させる手法そのものが唐詩の一モチーフであろうから、これらを史実として鶴呑みにする訳にはゆかない。しかし、そうはいっても、元詩・白詩の注を見れば、これらの作品は詩人が現地で見聞した事実や状況に基づいて描かれたものと見てよいであらう。

色を染めては、江南の春水の色合いを浮かび上がらせた

袖は広くとり、裳裾は長くして

火のしでしわを伸ばし、刀で文様を切り出した

美しい色彩と珍しい文様とが互いにかげひなたとなり

向きを変えて花模様を見れば、描かれた花は皆一定ではない

昭陽殿の舞姫たちは天子の寵愛が誠に深く

彼女たちの春の着物は一かさねで千金もの値がする

それなのに、汗に濡れ白粉に汚れたといつては二度と着ず

地を引きずり泥を踏んで、惜しいという気持ちすらない

繚綾を織り上げるのに費やす手間といつたら

普通の絹織物とは比べものにならない

織る絲は細く手繰る操作は複雑で、女工の手は痛み

機織りの音が数え切れないほど響いて、一尺も織れないのである

昭陽殿の内の歌舞の姫たちが

もし繚綾を織るところを見たならば、きつと大切に扱うであらう

ここでは、越州地方の貧女が宮中女性のために、中使の口勅を受けて、朝廷が決定した文様に従って綾を織る悲哀が謳われる。「天上より様を取り人間に織らしむ」のくだりには、なかば強制的な貢獻制の有り様がよく表されている。

ここに登場した作家は、いずれも八世紀後半から九世紀前半の中唐の詩人である。もちろん、これらの排律は文学作

品であつて、貧しい女性織工と高雅な宮中女官を錦・綾などを媒介に対比させる手法そのものが唐詩の一モチーフであろうから、これらを史実として鶴呑みにする訳にはゆかない。しかし、そうはいっても、元詩・白詩の注を見れば、こ

ここに描かれたような地方民間作製の錦綾を中央が吸い上げる形態は、中唐期の状況であるので、唐前半期に比較してはるかに商業・流通が発展した唐後半期の時代相にこそふさわしいことは念頭に置かねばならない。ただし、同様の形態は、少なくとも玄宗期には認められるであろう。先述のとおり、『六典』戸部の記載によれば、唐政府は州別に貢獻色目を指定してそれらを調達していたと見られるからである。

また、こうした貢獻によつて朝廷に集められた高級絹織物は、朝貢の回賜品としても用いられたであろう。なぜならば、『通典』卷六、食貨、賦税下には玄宗期の土貢が列記されるが、そのうちの広陵郡(揚州)の土貢には、

広陵郡 貢、蕃客錦袍五十領、錦被五十張、半臂錦百段、新加錦袍二百領、青銅鏡十面、莞蓆十領、獨窠細綾十疋、蛇床子七斗、蛇床仁一斗、鉄精一斤、免絲子一斤、白芒十五斤、空青三兩、造水牛皮甲千領并袋。今の揚州なり。とあり、ここに見える「蕃客錦袍」とは、第二節の国書文中に見た「錦衣」「錦袍」に相当すると思われるからである。

唐の朝廷は、特に後半期には、官営工房で錦綾類を織成させるだけでなく、専戸からの貢獻によつても大量の高級絹織物を獲得しており、外国使節への回賜の一部はそれらによつても賄われていた。絹製品だけでなく、唐代では嶺南道廉州の監珠戸(真珠)、洛州郟県の藥物、嶺南道梧州の白藥子、揚州の天子鏡(銅鏡)等の貢獻戸が存在することは、すでに官宦和禮氏によつて確認されている¹⁰⁾。これらの貢獻戸は、一生それらの製作や採取にたずさわっていたのである。場合によつては先祖代々の專業、さらには聚落をあげての專業であったとさえ思われる。彼らは第一次産業には従事しない、もしくははその時間が大きく制約されるのであり、したがつて唐政府が彼らから貢獻額を五〇疋を上限として買い上げるといふのは、換言すれば彼らの生活費の保証を意味する。今、絹五〇疋を税額で換算すれば、調は丁ごとの二分の一疋であるので、百丁分の調に相当する。

なお、唐後半期になると、藩鎮が自己の立場を有利にするために、盛んに中央への貢獻が行われ、これらは進奉と称された。以下に、進奉の事例を伝える白居易の排律をもう一首掲げておく。

白居易「紅繡毯」(『白氏文集』卷四)

紅線毯

紅線で織つた敷物は

唐の絹貿易と貢獻制(石見)

繭を扱ひ絲を繰りて清水に煮る
絲を揀び線せんを練りて紅藍に染む
染めて紅線と為して藍より紅たり
織りて披香殿上の毯と作す

披香殿の広さは十丈餘

紅線織り成して殿に鋪くべし

綵絲茸茸として香り拂拂たり

線軟かく花虚にして、物に勝へず

美人踏み上り、歌舞して來たる

羅襪繡鞋、歩に隨ひて没す

太原の毯は薄く、毳縷は硬く

蜀都の褥は薄く、錦花は冷かなり

此の毯の温く且つ柔かなるに如かず

年年十月、宣州より來たる

宣城太守、様を加へて織らしめ

自ら謂ふ、臣と為りて能く力を竭くすと

百夫同に擔ひて、宮中に進む

線厚く絲多くして、巻くこと得ず

宣城太守、知るや知らざるや

一丈の毯は千両の絲なるを

地は寒きを知らず、人は暖かなるを要す

人の衣を奪ひて地の衣を作すこと少れ

繭を選び糸端を繰り、清水で煮て
糸を選んで洗ひ、紅藍で染める

染めて紅糸にすると、それは紅藍より赤い

その紅糸で披香殿の上の敷物を作るのである

披香殿の広さは十丈以上もあるが

紅糸を織り上げれば殿上に敷くことができる

色糸はふさふさと茂り、その香りは風にただよい

糸は柔らかく花模様は淡く、頼りなげである

その上を宮中の姫が踏み、歌い舞いながらやつて來る

薄絹の足袋とぬいとりのある靴は、歩みに従つてこの敷物に沈む

太原産の敷物はざらざらして、毛糸はかたく

蜀都産のしとねは薄く、花模様の錦は冷やややかである

どちらも紅線毯の温かくて柔らかなのには及ばない

この敷物は毎年十月に宣州よりもたらされるのである

宣州の長官が、デザインを指定して民に織らせ

自らは、臣下として天子のために力を尽くしておりますという

百人もの男が一緒に歩いて宮中に運んでくる

多くの糸が重なって厚く、巻くことができなからである

宣州の長官は果たして知っているのだろうか

一丈の敷物が千両もの糸でできていることを

地は寒さを感じないが、人は体を暖めねばならない

人の着物を奪い取つて地の衣を作ることは、すべきではない

〔注〕貞元中、宣州、開様加絲毯を進む

『六典』戸部、江南道の貢には宣州の白紵布・綺が載せられ、『通典』賦税下では、宣州（宣城郡）の貢は白紵布十疋とされ、いづれも紅線毯は見えない。しかし、『元和郡県図志』卷二八、江南道四、宣州の貢賦の条には、

開元の貢 白紵布

貞元より後、常貢の外に、別に五色の線毯及び綾綺等を進す。

とあり、この「五色の線毯」が白居易詩の紅線毯にあたることがわかる。つまり、白詩は、貞元年間より始まった宣州の常貢以外の進奉をモチーフとしているのである。

五 蔵の出納

租調庸制や貢献制によって中央にもたらされ、または官営工房で製作された財貨は、どこに収納され、どのような場合にとどこから供出されるのであろうか。唐の中央蔵庫については、夙に加藤繁・日野開三郎両氏が触れられたほか、室永芳三・中村裕一・清木場東各氏の専論があるので、今それらを参考にして整理してみたい。

そもそも、唐の中央蔵庫には、国庫たる左・右蔵庫（太府寺左・右蔵署管轄）と皇帝の私庫的性格を有す内蔵庫（内侍省内府局管轄）とが存在した。前者が漢代史研究でいわれる国家財政庫に、後者が帝室財政庫に相当し、どちらの收支も尚書省戸部が運営管理を行った。

さて、『六典』卷二〇、太府寺太府卿の条に、

諸州の庸調及び折租等の物の、応に京に送るべき者は、並びに左蔵に貯へ、其の雑送物は、並びに右蔵に貯ふ。とあり、ここに見える「雑送物」は、同書太府寺右蔵署の条に、

雜物州土、安西・于闐の玉、饒・道・宣・永・安南・邕等の州の銀……凡そ四方の献ずる所の金・玉・珠貝、玩好の物は、皆之を蔵す。

とある「金・玉・珠貝、玩好物」の類を指す。これらの物品は、同じく太府寺太府丞の規定に、

唐の絹貿易と貢献制（石見）

凡そ元正・冬至に貢ずる所の方物の、応に殿庭に陳すべき者は、受けて之を進む。

とあるので、地方からの土貢品と見てよい。すなわち、唐では、租庸調とその折納物は左藏に、貢獻物は右藏に収納されるたてまえであり、そして右藏署の条に「安西・于闐の玉」と記され、さらに第一節で見た「遠夷の貢獻」が土貢の一部ととらえられたことを考えあわせれば、外国からの朝貢品も右藏に収納されたと見てよいであろう。

それならば、官営工房で製作された高級絹製品や金銀工芸品はどこに収納されるのであろうか。先述のとおり、それらは少府監の諸房で製作された。そこで、『六典』卷二二、少府監の職掌を見ると、

凡そ天子の服御、百官の儀制、展采備物は、其の属を率いて以て供す。

とある。「展采」とは、采は幣帛を指し、儀式における幣帛を陳設するの意である。少府監の属官はこれらの製造と管理を掌るのであり、具体的には、中尚署の圭璧、乘輿の器玩、中宮の服飾等、左尚署の輅・輦・華蓋等の乗り物、右尚署の鞍轡、織染署の冠冕等々で、多くは天子・中宮・皇太子等の使用物である。とすれば、これらの宝貨は左・右藏庫にはなく、『六典』卷二二、内侍省内府局に、

内府令は、中宮藏（新旧両志は「中藏」に作る）の宝貨の給納の名数を掌る。

と職掌が記される内藏庫に収納されたと見てまず大過ないであろう¹⁵⁾。これらの宝貨の製造原料は、『六典』少府監の属官にはしばしば「出だす所の方土より時を以て支送す」と記されるので、主として租税の折納品が利用されたと思われる（前掲第三節参照）。

一方、藏庫からの供出はというと、百官の俸禄等は左藏庫より支給されるが、『六典』内侍省内府局の条に、

凡そ朝会にて、五品已上に絹及び雜練・金銀器を殿庭に賜はる者は、並びに之を供す。諸將の功有る、並びに蕃酋の辞還の賜も、亦た之の如し。

とあり、『新唐書』百官志二、内府局の条は、

凡そ朝会の五品已上及び功有るの將士、蕃酋の辞還は、皆庭に賜ふ。

とされているので、外国使節が帰国のために京師を離れる際の辞見の儀では、殿庭に賜物が用意されて授与され、それは内侍省内府局の宝貨が用いられたことがわかる。内府局の宝貨とは内藏庫の收藏物にほかならず、天子の賜物は内藏庫

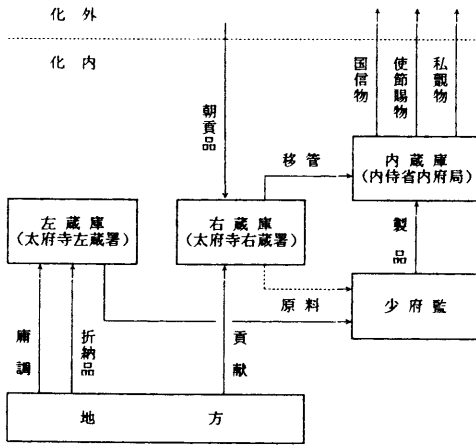


図2 朝貢物品交換概念図

さて、図2は『六典』記載時期の構造であるが、この図については一言付け加えねばならない。前節で触れた進奉の隆盛に関する点である。唐の進奉は、武則天末年にその萌芽が見られ、玄宗期に活発化して大盈庫・瓊林庫の両内蔵庫が成立した。これらは、それまでの内蔵庫と比較

要するに、外国使節へ手渡されるものであれ、唐の使節が持参するものであれ、朝貢の形式に沿って国外にもたらされる物品はすべて内蔵庫から供出されることになる。すると、ここで問題となるのは、右蔵庫と内蔵庫との関係であろう。前節で見た広陵郡（揚州）土貢の「蕃客錦袍」のように、国信物には明らかに貢献品も使用され、そして貢献品は右蔵庫収納が原則とされるからである。とすれば、われわれは、貢献品はまず右蔵庫に収納されるが、その後必要に応じて内蔵庫に移管されたと考えざるをえないであろう。この「移管」の手続きは、清木場東氏によれば、内侍省計上・請求↓中書・門下省審理↓戸部（金部）支出手続き↓太府寺左・右蔵署支給↓内侍省内府局受領、のごとくである¹²¹。以上の考察を図示すれば、図2のごとくである。

から供出されるのであり、外国使節への賜物も同等に扱われるのである。とすれば、外国元首宛ての物品もやはり「賜」とされるのであるから（前掲第二節参照）、唐の国信物も内蔵庫の供出によるものと見なければならぬ。さらには、『唐会要』巻六、和蕃公主、雑録に、
開元二十一年（七三三）正月、工部尚書李嵩に命じ、節を持って吐蕃に于かしむ。国信物一万匹、私観物二千匹を以てし、皆、雑するに五綵を以てし、之を遣はず。
と見える、唐から外国に派遣される使節が持参する私観物も、内蔵庫の蔵物が使用されたと考えられる¹²²。私観物とは、国信とは別に、当時の外交使節が個人的に相手国元首・高官に贈るために持参する進物である¹²³。

して左・右蔵庫からの独立性が強く、天子私蔵の内庫としての性格が濃いものであった。その後、安史の混乱によってこの両内蔵庫が国庫機能を果たす異常事態が生じたが、兩税法施行にともなって内蔵庫は再び国庫の管理下に置かれ、唐前半期のように内蔵庫は皇帝中心の私的な用途を扱うものとされた。ところが、節度使の進奉が隆盛すると、進奉は内蔵庫に直接入るために再度その財力が高まり、内蔵庫は国庫の予備庫の性格を有するようになり、唐末まで国家財政援助の機能を果たしたのである⁽¹⁹⁾。

つまり、唐後半期には右蔵庫が有名無実化し、その機能を内蔵庫が担うようになったのであり、図2でいえば、われわれは右蔵庫と内蔵庫とが一体化された図式を想定しなければならぬ。図2は、律令国家収支体制がそうした後半の構造へと向かう過渡期の形態なのである。

むすびにかえて―絹製品貢献地域の移動―

近年の中国史学界におけるいわゆる「唐宋変革」論は、唐後半期から北宋期までの比較的長い時期を研究対象として、そこで生じた種々の社会構造変容を取り上げる傾向にある。こうした視点から見た場合、小論に最も深く係わる社会変化の一つは、おそらく絹帛生産の飛躍的な発展という現象であろう。

五代・宋代の絹織物工業の発達が、唐後半期の状況を基礎として成り立っていたであろうことは、夙に高橋泰郎・巖耕望両氏によって指摘されたとおりである⁽²⁰⁾。それは、唐・宋両王朝の国家歳入における布帛量の比較によっても裏付けられており、松井秀一氏に基づいてそれを示せば、次のとおりである⁽²¹⁾。

〔唐・天宝年間の歳入〕(『通典』卷六、食貨、賦税下)

糸錦を出す郡県の丁の庸調の絹……………七四〇万疋

錦……………一八五万屯(一屯≡六両、一一一〇万両)

布を出す郡県の丁の庸調の布……………一〇三五万端

租の折納布(江南)……………五七〇万端

租粟三〇〇万石の折充絹布……………二〇〇万(端・疋)

〔宋・元豊年間末の歳入〕〔宋会要輯稿〕食貨六四)

錦綺・羅・綾……………五七万疋

絹……………一二二六万疋

紬……………三五六万疋

絶……………一二万疋(以上計一六五一万疋)

糸・綿……………二〇二九万兩

布……………四八五万疋

この統計に基づいて唐・宋の国家歳入を比較すると、唐・玄宗期には絹帛よりも麻布の歳入が勝るが、宋代には麻布は四分の一程度に激減し、その代わりに絹帛類と糸・錦は約二倍に増加していることがわかる。それならば、このような変化は、いかなる現象を背景にして起こるのであろうか。

いま試みに、小論で取り上げた貢献制に注目して、唐・玄宗期の絹織物と金銀の貢献地を地図に載せてみると、図3のごとくである²²⁾。絹織物の貢献地は黄河下流域と四川地方に、金銀の貢献地は広東省から広西壮族自治区にかけての地域と四川に多く集中している。蚕桑・絹帛生産の主要地域が黄河下流域であるのは、漢代以来の伝統を受け継いだものである。図3の依拠史料の一つに『通典』食貨、賦税下があるのであるから、「蕃客錦袍」を貢献した広陵郡(揚州)がこの地図に載せられるのは当然であるが、元稹「織婦詞」詩の荊州および白居易「繅綾」詩の越州もこの段階で見えている。

一方、唐末・五代・北宋初期における同じ貢献地を地図に載せてみれば、図4のごとくである。両図を比較してわかるとおり、金銀の貢献地にはさほど大きな変化は見られないが、絹織物の貢献地が長江下流域から浙江省方面に大きく拡大している。この傾向は、詩文史料も駆使して唐代の栽桑・養蚕の状況を地域別に詳しく分析し、さらにそれを地図に示された松井秀一氏の研究でも認められるものである²³⁾。

これによって、われわれは、唐後半から宋代に至る時期の絹帛生産量の増大はその生産地の拡大を主要な背景として

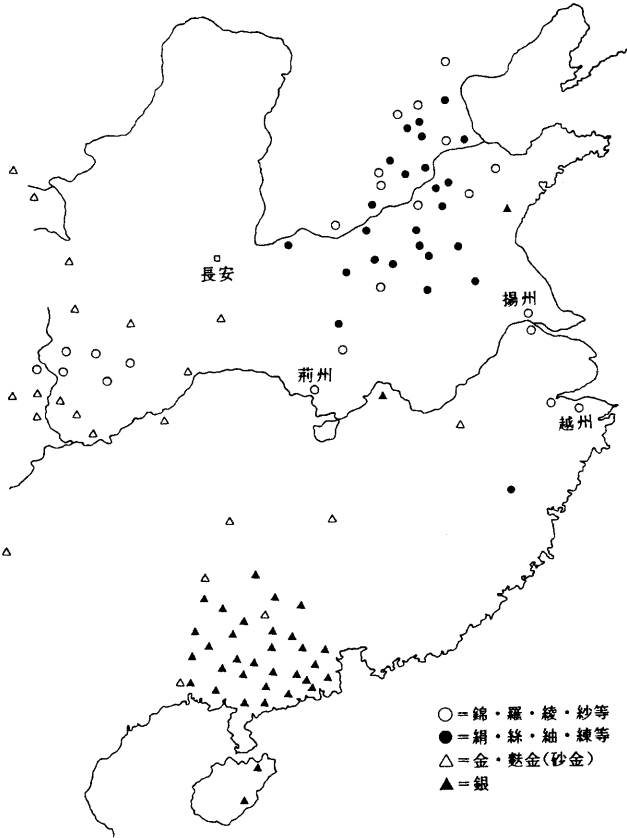


図3 唐・玄宗期における貢献品の貢献地
〔典拠〕『六典』卷3、戸部、貢(開元25年、737年)
『通典』卷6、食貨、賦稅下、貢(天寶元~2年、742~3年)
『元和郡縣圖志』開元貢(開元28年、740年)

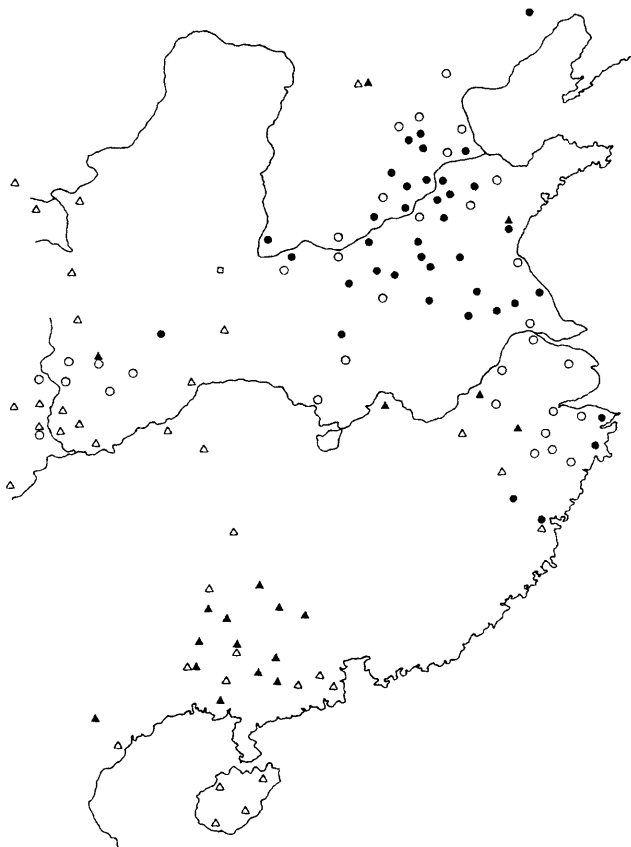


図4 9～10世紀における貢献品の貢献地
〔典拠〕『元和郡県図志』元和貢(元和3～8年、808-813年)
『太平寰宇記』土産(唐末～五代)

いること、特に高級絹織物の産地は時代が下るにつれて南方に移動してゆくことを、知りえるのである。玄宗以降の貢献（特に進奉）の隆盛化には、こうした現象が背景に存在したのであり、またそうして中央に集中された高級絹織物は、内蔵庫から供出されて外国にもたらされたのである。

ところで、九世紀には唐国内の商業が発展し、それにともなつて中国貿易商人が海外に進出することは、すでに多くの研究によつて指摘されている⁽²¹⁾。唐政府は、彼らを全く野放図にする訳にはゆかないので、しばしば取り締まり法令を発するが、『冊府元龜』卷九九九、外臣部互市、太和五年六月詔、開成元年京兆府奏等）、もはや貿易は朝貢による時代ではなくなつてきた。やがて唐が滅亡し、中国が五代十国の分裂期に入ると、この傾向にはいっそう拍車がかかる。政府が消滅し、またはその求心力が弱まるということは、一面では貢献地側からみれば最大の生産品納入先が失われたことを意味するからであり、行き先を失つた絹織物が新しい購入先を求めて動くのは、むしろ当然なのである。その一方で、長江下流域と浙江地方の絹織物生産量はさらに高まつていった。日野開三郎氏によれば、兩浙地方の絹は、北宋の慶曆二年（一〇四二）には越州のみで税絹一二万疋、和買絹（錢で民間より買い上げる絹）二〇万疋を收納し、杭州では熙寧八年（一〇七五）に十余万疋を預買（政府の前貸しによる絹買い上げ）したといふ⁽²⁵⁾。

錢塘江河口域は、九世紀にはすでに東アジア海上貿易の一つの拠点となつており、その貿易圏は日本にも及んでいた。日本滞在の唐僧義空に宛てた書簡、および関連する書簡合計一八通もの史料が、それを如実に物語っている⁽²⁶⁾。五代十国期の呉越国との関係や、その特産品「錦綺」がもたらされたことは、わが『本朝文粹』卷七所収「為清慎公報呉越王書」（天曆元年、九四七）と「為右丞相贈大唐呉越公書」（同七年、九五三）の国書二通などによつて知られる⁽²⁷⁾。宋代には、錢塘江河口域は福建方面の商業圏とも連動していた。その史料の一例としては、浙江省寧波の天一閣所蔵になる日宋関係史料の石碑三点のうちの一点があげられる⁽²⁸⁾。これは、建州を本貫とし、博多に在住した宋商人が、明州（寧波）の寺院參詣路補修の費用を寄進したことを記念して刻された石碑なのである。

こうした動向は、長江下流域から浙江省にかけての地域の経済隆盛化と無関係ではありえない。日本史という遣唐使から日宋貿易へ（朝貢から民間貿易へ）の移行も、一面では、中国における絹帛生産地の移動と生産量の飛躍的な発展、および財貨の中央集中力の弱体化という動向と連動した現象として理解されるべきである。また、唐後半から五代・

宋代にかけてのこの変動は、「朝貢」という用語で連想される国際体制が、実際に政府使節団が派遣されて物品を交換する方法から、商人による国際貿易体制の基本ルールを示すものへと性格を変化させた、その変革期として位置づけられるのではなからうか。

註

- (1) 浜下武志『近代中国の国際的契機』（東京大学出版会、一九九〇年）、同『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、一九九七年）。
- (2) 石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』（汲古書院、一九九八年）第三部、同『唐の国書授与儀礼について』（『東洋史研究』五七・二二、一九九八年）参照。
- (3) 唐王朝が発給した国書ではほぼ全文を採録したものは、管見の限りでは九五通を数える。詳細は石見「唐朝発給の「国書」一覽」（『アジア遊学』三、一九九九年）、また国書の授与方法については、前掲「唐の国書授与儀礼について」参照。
- (4) 日野開三郎『唐代租調庸の研究』色額篇（私家版、一九七四年）、四一六〜四一九頁。
- (5) 高橋継男「新唐書食貨志記事の典拠史料覚書（二）」（栗原益男先生古稀記念論集『中国古代の法と社会』、汲古書院、一九八八年）、註（五）参照。
- (6) 大津透「課役制と差科制」（池田温編『中国礼法と日本律令制』、東方書店、一九九二年）、二七〇頁。
- (7) 戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」（『歴史研究』一九九九年一三）。
- (8) 戴建国「天一閣藏《天聖令・賦役令》初探（上）」（『文史』二〇〇〇一四）。
- (9) 大津透「北宋天聖令・唐開元二十五年令賦役令」（『東京大学日本史学研究室紀要』五、二〇〇一年）。
- (10) 殿本・十通本『通典』は「教者蓋修令後統配」八字は脱。北宋刊本影印本（汲古書院、一九八〇年）は判読困難の文字があるが（高橋継男前掲論文、三五一頁および註（五）参照）、今は中華書局標点本（一九八八年）、一一二頁の釈文にしたがう。
- (11) 唐の貢獻制については、曾我部静雄「唐時代の貢獻制度」（『文化』三六一・二二、一九七二年）、宮蘭和禧『唐代貢獻制の研究』（九州共立大学地域経済研究所、一九八八年）等がある。小論では宮蘭氏の研究に負うところが大きい。

唐の絹貿易と貢獻制（石見）

- (12) 和刻本漢詩集成『白氏文集』、続国訳漢文大成『白楽天詩集』(国民文庫刊行会、一九二八年)を参照した。後掲「紅繡毯」詩も同じ。
- (13) 宮蘭、前掲書三二〇三七頁。
- (14) 加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』一(東洋文庫、一九二五年)、七三頁以下、日野開三郎『唐代租調庸の研究』色額篇、四七九〜四八〇頁、同『支那中世の軍閥』(三省堂、一九四二年、『日野開三郎東洋史学論集』一、三一書房、一九八〇年)、論集一二七〜一二八頁、同『五代藩鎮の挙系絹と北宋朝の預買絹』(『史淵』一五・一六、一九三七年、同論集五、一九八二年)、論集三八九〜三九〇頁、室永芳三『唐末内庫の存在形態について』(『史淵』一〇一、一九六九年)、中村裕一『唐代内蔵庫の変容―進奉を中心に―』(『待兼山論叢』四、一九七一年)、清木場東『帝賜の構造』(中国書店、一九九七年)第一編第二章第二節「錢物の支出体制」(初出一九八七年)。出納の帳簿・木契勘合など金部・太府寺の実務運営については、清木場論文参照。
- (15) 栄新江氏は、一九七〇年に西安何家村で出土した大量の金銀器の持ち主の入手経路として、賞賜・貨買・発掘・家世収蔵の四方法を想定し、このうち賞賜である場合には、小論と同様に、その製作場所は少府監掌治署と中尚署、保管場所は内侍省内府局とされる。栄新江「何家村窖藏与唐長安的物质文化」(国際シンポジウム『東アジアの都市史と環境史―新しい世界へ―』、二〇〇五年三月五・六日、中央大学後楽園キャンパス、提出論文二七三頁)。
- (16) 中村裕一、前掲論文、一二九頁。
- (17) 私観の研究はほとんどなく、管見の限りでは、章羣「出使与対外關係」(同氏『唐史札記』第二冊、台湾・学海出版社、二〇〇〇年)で一部触れられているにすぎない。ただし、李成市氏による正倉院所蔵の八世紀新羅將來「氍毹布記」と「買新羅物解」の分析(李『東アジアの主権と交易』、青木書店、一九九七年)、および土肥義和氏による唐末の唐・回鶻間の漢文会計文書断簡(S八四四四)の分析(土肥「敦煌発見唐・回鶻間交易關係漢文文書断簡考」、栗原益男先生古稀記念論集『中国古代の法と社会』、汲古書院、一九八八年)の両研究は、唐流の言い方をすれば「私観」に相当するのではないかと考えている。
- (18) 清木場、前掲書第三編第一章第三節「賜の構造」(初出一九九六年)、特に四一一〜四一七頁。また中村裕一氏は、外国からの朝貢品でも一度は太府寺の管理下に置かれるが、必要量だけが随時左・右蔵庫から内蔵庫に移管されたと考える方が妥当とされる(中村、前掲論文、一四一頁)。

- (19) 前掲、室永芳三・中村裕「兩論文」。
- (20) 高橋泰一郎「唐代織物工業雑考」、『東亜論叢』五、東京文求堂、一九四一年)、嚴耕望「唐代紡織工業之地理的分佈」、『唐史研究叢稿』、新華研究所、一九六九年)。
- (21) 松井秀一「唐代における蚕桑の地域性について―律令制期の蚕桑関係史料を中心に―」、『史学雑誌』八五―九、一九七六年)。
なお松井論文は、宋代の統計については梅原郁「北宋時代の布帛と財政問題―和預買を中心に―」、『史林』四七―二、一九六四年)に依拠している。
- (22) 貢献地の検索には、宮菌和禧前掲書および佐藤武敏「唐代における絹織物の産地」(大阪市立大学文学部紀要『人文研究』二五―一〇、一九七三年)も参考にした。
- (23) 松井、前掲論文、特に七―一三頁の地図参照。
- (24) 一部をあげるにとどめるが、山内晋次『奈良平安期の日本とアジア』第一部第四章「九世紀東アジアにおける民衆の移動と交流―寇賊・反乱をおもな素材として―」(吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九六年)、吳玲「九世紀唐日貿易における東アジア商人群」、『アジア遊学』三、一九九九年)、馬一虹「古代東アジアのなかの通事と訳語」、『アジア遊学』三、一九九九年)等。
なお、村上史郎「九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通」、『史学』六九―一、一九九九年)は、通事の活動にはある程度政府側の承認や意向が反映されているとされる。また、李侑珍「九世紀、唐・新羅・日本の交易と商人」、『国学院大学院紀要―文学研究科―』三五、二〇〇四年)は、九世紀前半の貿易は張宝高を中心とした新羅商人が、後半は多様化したのが、唐商人が主導したとされる。
- (25) 日野開三郎「五代呉越国の対中原朝貢と海上貿易」、特に第七章「海上貿易」、『日野開三郎東洋史学論集』一〇、三一書房、一九八四年)。
- (26) 高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」(同氏『空海思想の書誌的研究』、法蔵館、一九九〇年、所収)。本史料の存在は、田中史生氏(関東学院大学経済学部)の御教示を賜った。
- (27) 呉越国の対外関係については、日野前掲註(23)論文のほか、山崎寛士「呉越国王と「真王」概念―五代十国の中華秩序―」、『歴史学研究』七五二、二〇〇二年)、同「未完の海上国家―呉越国の試み―」、『古代文化』五四―二、二〇〇二年)、同「五代における唐の絹貿易と貢献制(石見)

ける「中国」と諸国の関係―国書、進奉・貢献・上供―（『大阪市立大学東洋史論叢』一、二、二〇〇二年）等、参照。

(28) 王勇「寧波に現存する博多在住宋人の石碑―その発見・転蔵・解読をめぐって―」（『アジア遊学』三、一九九九年）。本史料の研究史についても、王論文を参照されたい。

（小論は、二〇〇四年一月の九州大学文学部集中講義の一部をまとめたものである。拙い授業を聞いて下さった学生・院生諸氏に、心より御礼を申し上げたい。）